

高松家庭裁判所委員会（第28回）議事概要

1 日時

平成29年12月14日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

小野美佐子、植屋伸一、菊井一夫、豊島貴子、土田恵美、松井洋、松島欣哉、柳瀬治夫、山西俊行、山本美雪、吉田剛

(2) 説明者

山沖博史（総務課長）

(3) 事務担当者

田川二照（首席家庭裁判所調査官）、近藤英彰（首席書記官）、田中美緒（主任家庭裁判所調査官）、川人ひとみ（主任書記官）、仲上航（同）、山崎晃（事務局長）、平野誠宏（事務局次長）、大塚昭人（総務課課長補佐）

4 議事（■委員長、○委員、●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「障害者に対する合理的配慮について」に関する協議

ア テーマに関して、説明者が説明した。

イ 質疑応答及び意見交換

○ 車いす利用者の傍聴場所を確保するため取外し可能な席が傍聴席に設けられている旨の説明があったが、当事者席についても、車いす利用者に対応できるのか。

また、聴覚障害者に対して手話通訳人を裁判所で準備することはできるのか。

● 当事者席については、普段置いている椅子を取り扱えば、車いす利用者が車いすに乗ったまま着くことができる。

手話通訳人についてであるが、①訴訟の場面においては、通訳人の選任ということになる。また、②傍聴人のための手話通訳人については、裁判所で配置することは難しいが、裁判官の訴訟指揮によって、傍聴人が同行した手話通訳者に見やすい位置に立ってもらう等の配慮が考えられる。

○ 手話通訳人が付けられた場合、申請した当事者がその費用を負担することになるのか。

● 立替えという意味ではそうなろうかと思う。最終的には訴訟費用になる。

○ 手話通訳が必要とされるケースは増加傾向にあるか。

● 統計がないので分からぬ。

○ 私は、以前、知的障害者施設に勤務し、知的障害者の支援を担当していたが、知的障害者や発達障害者は自身の言い分等をうまく説明できないことがあり、よく分からぬまま刑務所や少年院に収容されてしまうことがあるということを見聞した。自分自身が何に困っているか等をよく理解できていないため、親など、

自身に代わってきちんと訴えることのできる人が周囲にいないと不当な不利益を受けるおそれがある。そのようなことがないよう、少しでも工夫できることがあればと思う。

- 調停事件であれば、医務室技官が立ち会い、サポートをすることができることがあるが、当事者自身も障害があることを分かっていないような場合もあり、こちらとしても、「何かあるのかな」と思いながら手続を進めていかざるを得ないことがある。
- 少年事件においては、例えば困った行動をとる少年がいる場合、各種関係機関に相談がされているかを確認したり、逆にこちらから情報提供したりすることがある。家裁調査官は、障害に関する知識はあっても障害の有無等を安易に判定することはできないので、各種機関を紹介したりできるよう多くの知識を持っておくことが家裁調査官の役割ではないかと思っている。
- 私は大学に勤務しているが、発達障害の学生が多くなってきてている。昔からいたのだろうが、最近認識されてきたのだろうと思う。親はともかく、彼らは自分から発達障害のことは言わない。もし発達障害が疑われる場合には、一歩下がって客観的に様子を見た方が良いかもしれない。
- 犯罪その他の問題行動を起こす者の中には、知的障害者や発達障害者が一定数いるとは思う。それら障害が問題行動の直接の原因となるのかどうかはさておき、刑罰法規の適用の場面においては、精神障害がある場合には責任能力の問題となるので、その有無の調査は十分に行う必要があると考えており、心療内科の受診歴や取調べの際の受け答えの状況を見つつ、知能テストや認知症の検査、更には精神鑑定を行っている。このような過程を経て、起訴するかどうかの判断をしている。

なお、知的障害者が取調べの際に誘導されたり弁解をあきらめたりしてしまう傾向があることは十分認識しており、知的障害を有する者の取調べの際には、問い合わせの中に答えが2つ以上必要とされるような聞き方はしない。また、オープンクエスチョンを用い、「はい」か「いいえ」かの二択を迫る結果とならないようにしている。また、障害者の取調べについては、検察庁ではすべて録音・録画を行って事後的な検証ができるようにし、冤罪防止に努めている。

更に、障害者や高齢者が、障害や高齢に基づく生活苦及びこれに対するバックアップ不足を背景に窃盗（万引き）のような比較的軽微な罪名の犯罪を繰り返すケースが近年多くみられ、法務省全体で再犯防止に向けて取り組んでおり、不起訴となるような事案については、自治体等と連携して、生活保護その他の生活支援により、住居及び仕事の安定の下地作りをして、再犯を防止するという取組をしている。

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」が1年ほど前に公布・施行され、各行政機関にも担当窓口が出来た。私の勤務する部署もこの窓口となっているが、再犯の防止等に関する知識が県には不足している。刑期を終えた後に福祉の手続を取れたのにこれを取らなかったというケースも聞いた。今後は、県全体で再犯の防止等の問題にどのように取り組んでいくべきか考えたい。

- ここで、皆様に一つ考えていただきたいのだが、「障害者」の表記をどうするかは非常に悩ましい。テレビも活字メディアも、「障害者」の表記を巡ってクレームを受けることがよくある。当社では視聴者の過半数が認識している表記を用いることとしているが、このような表記の基準についてはどのようにすべきであろうか。
- 私は人権擁護委員も務めているが、県の人権擁護委員連合会でもこの問題がよく話題に上がる。考え方はいろいろあるだろうが、法律の表記は「障害者」となっており、個人的には「障害者」と表記することが不適切ということにはならず、「障害者」、「障がい者」のいずれの表記でも差支えないと考えているし、他の人権擁護委員にも同様の考え方の人はいる。
なお、弁護士会として何か基準があるわけではない。
- 私の勤務先では、「障がい者」の表記に統一する必要はないと考えている。
- 障害を有する当事者にもいろいろな意見があるが、意見の中には、自分が世間に「害」を与えていているのではなく、むしろ自分が世間から「害」を与えられているのであって、その点では「障害者」の表記があう、というものがあった。
- 私の勤務先では、数年前から「障がい」との表記を用いているが、その理由は、「障害」という言葉は本来「障碍」と表記するものであったところ、「碍」という漢字が当用漢字ではないからである。
- 私の勤務先では、「障がい」との表記を用いており、かつて「障害児保育研修会」と題されていたものも現在は「特別支援保育研修会」と呼ぶようになっている。
- テレビ放送において障害者に対する配慮をしている例があるか。
- 最近は、字幕を入れるのが当たり前になっている。
- 不当な差別とならないよう、全体のバランスをとるような表現を用いるケースが増えてきている。
- 他に障害者に対する配慮の具体例はあるか。
- 弊社では、難聴者向けのコードレススピーカーを取り扱っているが、病院やデパートの受付、ろう学校等で利用されている。
- 研修関係についてはいかがか。
- 実際に障害者に対する合理的配慮にかかる研修を受け、障害にはいろいろな特性があり、コミュニケーションをしっかりととって障害者のそれぞれのニーズを把握し、押しつけの配慮ではなく、かつ裁判所の中立・公平性を損なわない配慮をすべきとの感想をもった。
- 県では、職員対応ハンドブックを作成している。また、当課では、講演会等の啓発活動の際に、聴覚障害者や車いす利用者への配慮をしている。
- 弁護士会では、昨年の障害者差別解消法施行に伴い、合理的配慮にかかる各種研修（自由参加）を実施している。また、人権擁護委員の総会において、同法の立法担当者の講演を聞いたり、県の自主研修で教育委員会の担当者の講義を聞くなどした。
- 当校では、例えば受験者から障害に対する配慮をしてほしい旨の申出があれば

相応の対応を行っている。また、毎年1回、教職員に対して研修を行っている。

- 平成20年代に入ってから、知的障害者の処遇等について最高検が問題意識を持ち、知的障害者専門委員会を立ち上げて取調べから施設内処遇まで検討を行い、その成果物を各検察庁に配布している。これを受け、各地方検察庁でも専門家を招いて取組を行っており、大学（教育学部）の准教授に取調べの様子を録画したビデオを見てもらい、聞き方の良し悪しについてのコメントをもらったりした取組例がある。

- 障害者に対する合理的配慮の事例の共有についてはいかがか。

- 基本的には職員対応ハンドブックによっており、対応に困った事例等では振り返りを行って検討するなどしているが、各セクションごとの共有にとどまっているのが現状である。
- 私の勤務先では、子どもの障害に関する個別の研修会の内容を職員で共有している。
- 子どもの障害の話が出たが、親の障害についても気を付けなければならぬケースはあり、多様な配慮が必要と感じている。

(3) 次回期日

平成30年6月1日（金）午後1時30分から開催することとした。